

県内介護事業所の皆様へ

令和5年度静岡県働きやすい介護事業所認証制度のご案内

第2回目の申請を受け付けています～11月17日（金）まで～

■認証制度とは

- ・介護職員の定着と新規就業を促進するため、「キャリアパス制度・人材育成の推進」、「サービスの質の向上」、「労働環境の改善（ワークライフバランス）」に関する基準を満たしている介護事業所を「働きやすい介護事業所」として、県知事が認証するものです。

■認証のメリット

- ・県のホームページ等で公表されることで、「認証事業所」としてアピールできます。
- ・ハローワークの担当者に、「認証事業所」について、情報提供しています。
- ・ハローワークの求人票に「認証事業所」として表記されることで、求職者等に対する認知度が高まります。
- ・就職フェアや就職説明会等で、積極的な情報発信ができます。
- ・職員が自分の職場に誇りを持ち、モチベーション向上につながります。
- ・認証基準を満たす取組の成果として労働環境の改善が図られ、職員の職場定着につながります。
- ・サービス利用者には選ばれる事業所になります。
- ・令和3年度からは、介護分野ICT化等事業費補助金の交付事業所の採択において、認証事業所を優先的に考慮する事項としています。

⇒学生・求職者やサービス利用者にもメリットがあります

学生・求職者	サービス利用者
<ul style="list-style-type: none">・安心して応募・就職できる職場を知る手がかかりになります。・職場環境の改善や処遇改善に積極的に取り組む事業所に就職することができます。	<ul style="list-style-type: none">・サービスの質が向上し、より質の高いサービスの提供を受けることができます。・安心して利用できる事業所を選択する際の手がかりになります。

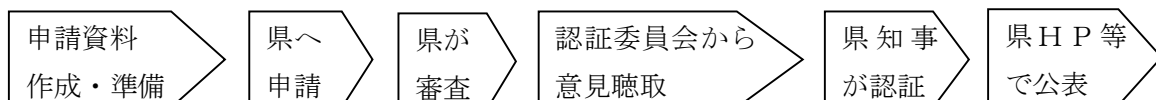
■認証項目

- ・認証項目ごとに、別途認証基準を設けています。
- ・認証を取得するためには、全ての項目において認証基準を満たすことが求められます。

キャリアパス制度・人材育成の推進	サービスの質の向上	労働環境の改善（ワークライフバランス）
<ul style="list-style-type: none">(1) キャリアパスの導入(2) 給与体系の整備(3) 人材育成計画(4) 資格取得支援(5) 評価制度・面談	<ul style="list-style-type: none">(1) 運営方針の周知(2) 利用者、家族からの相談苦情対応(3) 家族、地域との交流（連携）(4) 質の高い取組	<ul style="list-style-type: none">(1) 育児・介護を両立できる取組の実施(2) 労働時間縮減・休暇取得推進の取組(3) 復職・継続勤務支援の取組(4) 健康管理の取組(5) 職員の福利厚生制度

■認証までの流れ

- ・県の審査を経て、「静岡県働きやすい介護職場認証委員会」から意見聴取の上、静岡県知事が認証します。



制度の概要や手続等については別途、県介護保険課ホームページ等でお知らせしています！

県介護保険課HP <http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-220/kaigo/index.html>